



貴船小学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どのにも、どの学級にも、どの学校でも起こりうる」という基本認識と人権尊重の理念に基づき、貴船小学校の全てのこどもが、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、「貴船小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめに対する基本的認識

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けたこどもの立場に立つことが重要です。また、いじめには多様な態様があることに気を付けて、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、そのこどもや周りの状況等をしっかりと確認するようにします。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、こどもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにします。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危機を生じさせます。

加えて学級や小グループにおいて規律が守れなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、はやし立てたり、面白がったりすることなどがいる等「傍観者」として周りに存在していることにも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにします。

2 いじめの未然防止に向けた考え方と取組

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。全てのこどもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

学校は全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合えるよう「違いを認め合い、協調する力」を育てていきます。加えて、全てのこどもが安心して、「他者と関わり 新しい考えを創り出し」自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要と考えています。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- 本方針や「いじめ問題への取組チェック表」、静岡県や富士宮市のいじめ対応マニュアル等を活用し、職員会議や研修等でいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から全職員の共通理解を図ります。
- 「人権意識チェック表」を活用し、教育公務員としての人権意識をチェックします。
- 人権尊重に対する認識を共有するよう職員研修を実施します。
- 全校集会や学級活動などで、いじめの問題に触れ、いじめは人間として絶対に許されないということがこどもに理解できるように、繰り返す

促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員はこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・こどもの個性や特性を理解し、情報交換する場を設け、全教職員で共通理解を図ります。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりを目指し、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・「人間関係づくりプログラム」を各学期に実施し、他を認め合う集団づくりに努めます。
 - ・学年集会や学級活動でお互いのよさを見付ける活動に取り組みます。
 - ・全校行事や委員会活動等で異学年と活動し支え合う経験を積みます。
- 授業の中での規律を大切にし、こども一人一人にとって、個別最適な授業づくりの工夫に努めます。
 - ・校内研修で、「ユニバーサルデザインの生活づくり、授業づくりチェックリスト」を活用し、授業改善に生かします。

(3) こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 授業や活動を通して、考え方や感じ方の違いを認め合う等、安心して自分を表現できる集団となるよう、こどもとともに温かい雰囲気の学級づくりに努めます。
- 「特別の教科 道徳」の時間や学級活動、児童会活動の特別活動の時間を活用し、こども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような、よりよい集団を育てることに取り組みます。
 - ・道徳の授業でいじめに関わる授業を実施します。道徳ワークシート、道徳ノートを家庭に持ち帰り、家庭で話し合う機会を促します。
 - ・「貴船小みんななかよしの日」(仮)を設定します。
- 外部講師に依頼し、「人権を守る」観点から、いじめについて考える場を設定します。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

いじめは早期に発見し、迅速に適切に対応することが重要です。

- 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 些細な兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や心の健康アプリの活用、教育相談の実施等、日頃からこどもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めます。
- 担任やスクールカウンセラー等への教育相談や電話相談窓口について広く周知するとともに、こどもや保護者、地域住民からの訴えを親身に受け止め、すぐにいじめの有無を確認していきます。

(2) 早期対応

- いじめがあることを確認した場合には、直ちにいじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保し、詳細を聴き取ります。
また、いじめたとされるこどもに対しても事情を確認し、状況を十分に把握します。その上で、いじめを受けた子供への支援、いじめを行ったこどもやまわりのこどもへの指導等、適切に組織的な対応を行います。
- いじめが確認されたときは、いじめを止めさせ、再発防止のため、校内いじめ対策委員会を起し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援を行います。
- いじめを受けたこどもが安心して教育を受けられるようにします。
- いじめを行ったこどもの保護者と連携を図り、子供が自らの過ちを反省し、社会性の向上等、こどものよりよい成長に主眼を置いた指導を行います。

- いじめを行ったこどもに対する精神的な面での配慮を行います。事実の確認が行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行ったこども」というレッテルを貼られ、二次的な被害者にならないように配慮します。
- いじめを受けたこどもの保護者にも、いじめた子供の保護者にも、事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていきます。

(3) 関係機関との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに富士宮市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの問題の解決に学校、家庭で十分に対応できなかった場合には、解決に向けて、学校評議員、PTA 役員、区長、主任児童委員等関係機関と連携していきます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察に相談し、連携して対応します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報する等、適切な援助を求めます。

(4) 継続した見守り

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とされることなく、いじめが解消したかどうか継続して見守っていきます。いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。
 - ①いじめを受けたこどもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。
 - ②いじめを受けたこどもがいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 表面的にいじめがなくなったように見えても、いじめを受けたこどもがその後も安心して生活できるよう観察し、声掛け、教育相談を

行います。また、いじめを行ったこどもも安定した生活ができるよう観察し、声掛け、教育相談を行います。

4 家庭・地域との連携

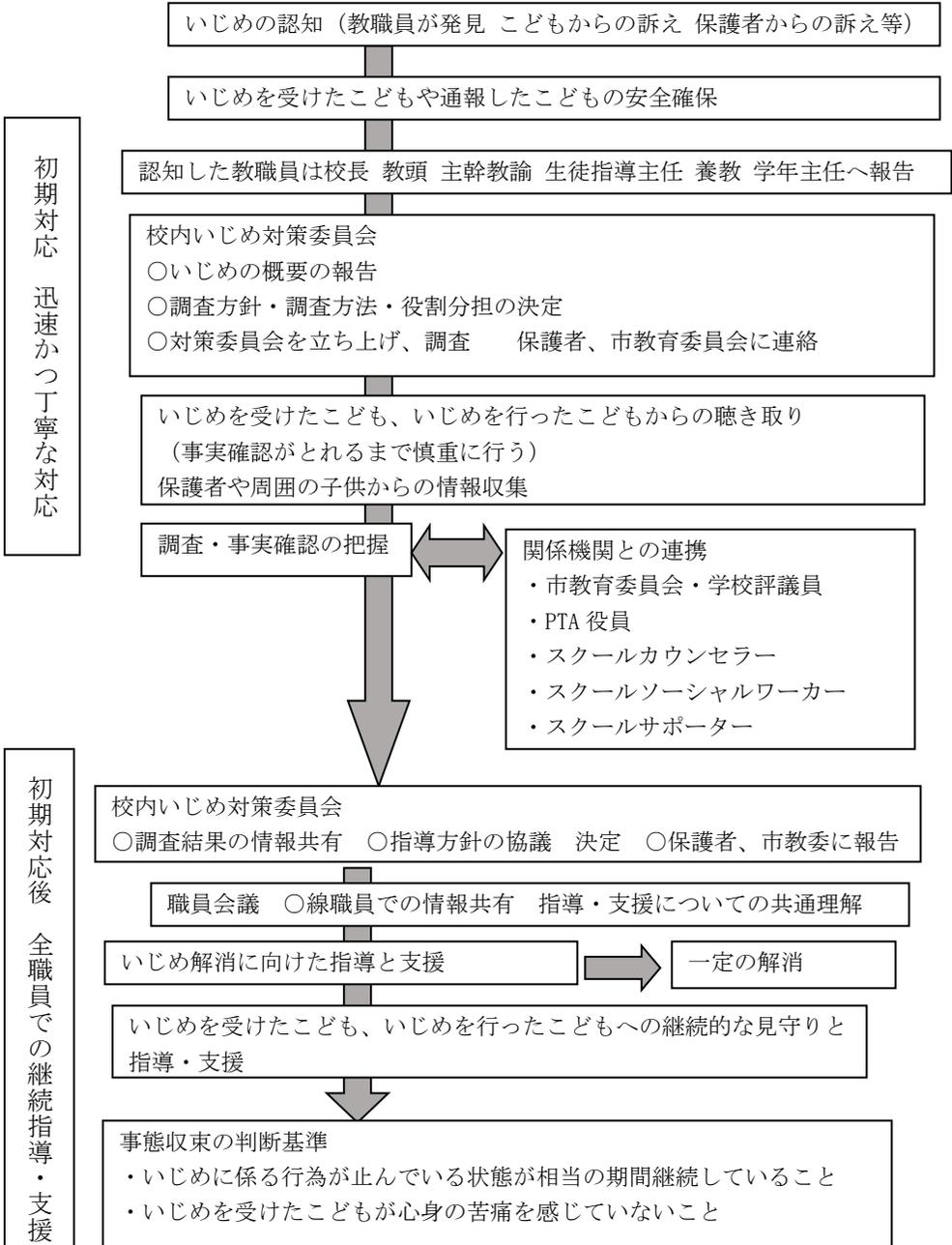
- 保護者懇談会の開催、学校・学年便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- いじめ等の気になる表れを速やかに学校へ相談できるよう、相談の窓口（教頭、主幹教諭、各担任、養護教諭）を知らせるとともに、保護者との信頼関係を築きます。
- インターネットによるいじめ問題等についても、学年便りや生徒指導便り等を活用して保護者に広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。
- 青少年健全育成連絡会等、地域との連携・協力を密にし、地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広め、気になることがあった場合には、すぐに学校へ連絡することができる関係を築きます。

5 重大事態への対処

- 重大事態とは、次のような場合を言います。
 - ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・欠席の原因がいじめであると疑われ、こどもが相当の期間学校を休んでいるとき。
 - ・こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
- 学校は、速やかに富士宮市教育委員会に報告し、その後の調査・報告の仕方、報道機関への発信・対応等を相談します。
- 学校はいじめを受けたこどもやその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、他のこどものプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けたこどもやその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

6 いじめを認知した際の学校の対応フロー図

新規



☆貴船小ホームページにも載っていますので、ご覧ください。

アドレス <http://www.fujinomiya-shizuoka.ed.jp/e-school/04kibune/>